

設備運転・監視業務委託契約書（案）

委託者 新潟県立精神医療センター（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）は、設備運転・監視業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務の名称 新潟県立精神医療センター設備運転・監視業務
- (2) 業務の内容 別紙、設備運転・監視業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 実施場所 長岡市2丁目4番1号

（実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委 託 期 間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（委 託 料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、つぎのとおりとする。

金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

（業務代理人）

第7条 乙は、業務の実施に関し、その運営及び管理をつかさどる業務代理人及び業務代務者を定め、甲に通知するものとする。業務代理人及び業務代務者を変更したときも同様とする。

（業務員の労務管理）

第8条 乙は、甲の管理に関する諸規程を遵守するとともに、業務に従事する者（以下「業務員」という。）の服務、規律維持等に関して一切の責めを負うものとする。

- 2 乙は、契約の履行については、必要な業務員を確保し、業務に支障を来たさないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意をはらわなければならない。

（秘密の保持）

第9条 乙又は業務員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについて別記に定めるものとする。

(実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(成果報告書の提出)

第12条 乙は、業務の実施を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、成果報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、新潟県病院局財務規程に定めるところにより、毎月、前月分の委託料の請求書を別に定める区分に従い甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- (4) その役員等（役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (7) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (9) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第8号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 乙が、第4号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の

購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第18条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 新潟県長岡市寿2丁目4番1号
新潟県立精神医療センター
院長 細木俊宏

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

設備運転・監視業務支払区分				
区 分	委託料(円)	消費税(円)	支払額(円)	備 考
令和8年10月分				
令和8年11月分				
令和8年12月分				
令和9年1月分				
令和9年2月分				
令和9年3月分				
令和9年4月分				
令和9年5月分				
令和9年6月分				
令和9年7月分				
令和9年8月分				
令和9年9月分				
令和9年10月分				
令和9年11月分				
令和9年12月分				
令和10年1月分				
令和10年2月分				
令和10年3月分				
令和10年4月分				
令和10年5月分				
令和10年6月分				
令和10年7月分				
令和10年8月分				
令和10年9月分				
令和10年10月分				
令和10年11月分				
令和10年12月分				
令和11年1月分				
令和11年2月分				
令和11年3月分				
令和11年4月分				
令和11年5月分				
令和11年6月分				
令和11年7月分				
令和11年8月分				
令和11年9月分				
合計				